

区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画できる住民自治の実現を目指すものとする

(自治基本条例…第3条-2)

杉並の問題をみんなで考える会

「考える会」は、杉並区の住民たちが、自分たち杉並区の住民たちのために活動する市民グループです。

web:<http://suginami.kangaeru.tokyo/>

TW:@kangaeru_minna

mail: minna@suginami.kangaeru.tokyo

憲法違反、法律違反、まかり通る

杉並の都市計画道路

補助 132	(西荻窪)
補助 227	(高円寺)
補助 133	(成田東)

計画を見直し、工事は

とんでもないことがわかりました。いま杉並区内で住民説明会や土地の測量が行われている法違反であり、都市計画法にも違反していることがわかって信じられないことですが本当です。

この重大な事実を「発見」したのは、明治学院大学名誉です。中杉通りを五日市街道まで延伸する計画道路(補助1田東地区の住民が12月1日に開いた学習会で明らかにしま熊本先生は環境政策、環境法規などが専門ですが、1の住民運動にもかかわらずかかわるようになり、法律面から海の埋めどにストップをかけてきた方でもあります。現在も山口県グ調査を止めている最中です。どこがどう違反しているのか。先生の講演内容を要約し

(1) 都市計画法そのものに違反

① 都市計画法の第16条の1項では、都市計画の案を作成する場合は公聴会などを開き、住民の意見を反映させることを義務づけています。具体的にはどのように反映させるのでしょうか。国土交通省作成の「都市計画の運用指針」は、こう指導しています。「住民の合意形成を円滑化するため、計画案を作成する場合は住民参加の機会の拡大、情報公開、理由の開示などに意を用いていくべきである」

「公聴会の開催が真に住民の意見を反映するよう、公述人が計画案作成の担当者となり、疑・議論を行うことも考えられる」

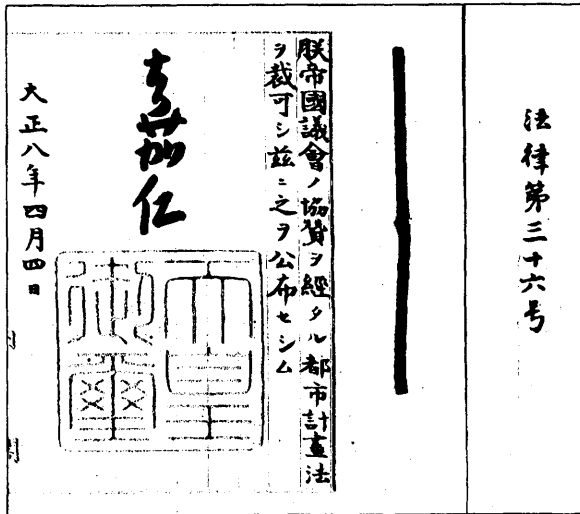
「住民の意見が都市計画面案にどう反映されたか、都市計画審議会に報告することが望ましい」

しかし、区内の都市計画道路について公聴会が開かれた例はなく、住民の意見を行政側が聴取したり、具体的に反映したケースはありません。

(2) 憲法29条に

憲法29条は国民の財産権を保障しています。公共事業などのために私有の土地や家屋などを用いるときは、財産権の侵害に当たるので、「正当な補償」をするよう定められています。

さらに国交省の「都市計画運用指針」では「都市計画法上の手続きは、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続きであることから、条例によって手続きを簡素化すること



大日本帝国憲法の下で大正天皇が裁可した旧都市計画法(1919(大正8)年)。現在の計画道路の多くは、この旧法の下で計画決定された。計画段階における公聴会開催を義務づけた新法は1969(昭和43)年に成立。